

速報！「平成 22 年度木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）」

第 2 回募集受付が発表されました！

12 月 10 日「平成 22 年度 長期優良住宅普及促進事業実施支援室（以下支援室という）」より、「平成 22 年度木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）」の第 2 回募集受付が発表されました。

これにより 1 月 31 日の締切りに間に合わずあきらめていた方も再チャレンジが可能になりました。

同制度は「建設工事費の 1 割以内で、かつ一般型の場合は対象住宅 1 戸当たり 1 0 0 万円、地域資源活用型の場合は対象住宅 1 戸当たり 120 万円」の補助金が支給されるユーザーにとって大変メリットのある制度です。

第 2 回募集の内容

1. エントリー申請と補助金交付申請を同時に行う場合 ※1

（※1 ①工事請負契約締結済 ②確認済証交付済 ③長期優良住宅認定証交付済 の場合）

〈エントリー兼補助金交付申請〉

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日（金）～平成 2 3 年 3 月 3 1 日（木）まで

2. エントリー申請と補助金交付申請を別に行う場合 ※2

（※2 ①工事請負契約締結済 ②確認申請受付済 の場合）

〈エントリー申請〉

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日（金）～平成 2 3 年 3 月 3 1 日（木）まで

〈補助金交付申請〉

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日（金）～平成 2 3 年 5 月 3 1 日（火）まで

詳細は、「支援室」ホームページ <http://www.cyj-shien22.jp/> を確認いただき、必ず「支援室 申請窓口（TEL:0570-050-792）」に問い合わせいただき、窓口の指示を受けてから手続きを進めて下さい。

<<参考情報>>

■申請者の資格

- ・年間の新築住宅供給戸数が 5 0 戸程度未満のビルダー様
- ・建築主と住宅の建設工事請負契約を締結（又は買主と売買契約を締結）し、かつ当該住宅の建設工事を請け負うこと
（建設業と宅地建物取引業を兼ねるものが住宅の建設工事を行い、かつその販売を自ら行う

場合についても本事業の対象事業者となります。)

■補助の対象となる住宅

補助を受けることができる住宅の戸数は、第1回募集分と合わせて5戸を上限とする

〈一般型〉

- ・長期優良住宅の認定を受けたものであること。
- ・住宅履歴情報の適切な整備・蓄積がなされていること。
- ・建設過程の公開など普及啓発への協力。

〈地域資源活用型〉

- ・柱・梁・桁・土台の過半において、産地証明等がなされている木材・木材製品を使用すること

有限会社 空間設計技研 なごみほうす

電話 0465-30-1131

メールアドレス nagomioffice@nifty.com